



阪南市市民活動センター夢プラザは、
 阪南市内で活動されている方が
 いきいきと活動できるように場所や情報、
 交流や学習の機会を提供します。

市民公益活動に興味のある人、
 これから始めたいと思っている人や
 さらに活動の充実をはかりたい人など、

ぜひご利用ください。

活動に関する相談も随時受け付けていますので、
 お気軽にご利用ください。



阪南市市民活動センター 夢プラザ



〒599-0201

阪南市尾崎町1丁目18-15(阪南市地域交流館3階)

☎️ 072-471-1030

開館時間 9:00~17:00

休館日:月・火・祝日・年末年始(月・火が祝日の場合は直前の日曜も休館)

メールアドレス hannan@yumeplaza.net

WEB サイト https://www.yumeplaza.net



阪南市市民活動センター 夢プラザ

ご利用案内



施設利用

案内

INSTRUCTION



場の提供

- ・事前に予約ができ、会議室・研修室・展示室で会議や打ち合わせに利用できます。(登録団体のみ)
- ・印刷機の利用



各種相談

- ・市民活動団体やNPO法人の設立、運営など
- ・多様な主体との連携・協働のマッチングやコーディネート



交流の促進

- ・多種多様な団体との交流会開催など



情報の提供

- ・市民活動にかかわる各種情報の収集と提供



学習の提供

- ・市民活動の運営にかかわる講座の開催など



会議室



展示室



情報コーナー(ゼランラック)



印刷機



研修室



事務所

当センターの登録団体になると

01 会議室、研修室、展示室が無料で使用できます。(規約あり)

02 夢プラザだよりやセンターのホームページなどの媒体を通じて情報発信ができます。(ただしスペースの関係やその他の諸事情により掲載できない場合もあります)

03 チラシの配架



市民活動センター会議室の貸室規約

予約 (原則利用する日の2ヶ月前から前日まで)

- ① 9:00 ~ 12:00
- ② 13:00 ~ 15:00
- ③ 15:00 ~ 17:00

①~③いずれか1枠のみ。

1日2時間まで(準備、撤収の時間を含む)。

当日空きがあれば延長は可能ですが、12時~13時の間は利用不可。キャンセルは3日前まで。

施設使用申請書を提出する

ご来館の上、申請書を提出してください。

貸室利用時刻に来館

 (時間前の来館はご遠慮ください)

- ① 貸室利用前に、事務所で市民活動センター使用チェック票をお受け取りください。
- ② 市民活動センター使用チェック票の受け取り後に開錠します。
- ③ 利用後は、市民活動センター使用チェック票のチェック項目を確認し、清掃・原状復帰を済ませ、申請書を事務所に提出してください。

【お願い】

市民活動センターは、公益活動団体を支援する目的で市民の皆様の税金によって運営されています。ご利用にあたり規約がございますが、より多くの市民の皆様にご快適にご利用いただくためご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは市民活動センターまでお問合せください。